

諮問日：令和 6 年 7 月 22 日（令和 6 年度（最情）諮問第 18 号）

答申日：令和 7 年 3 月 5 日（令和 6 年度（最情）答申第 22 号）

件 名：特定答申において不開示情報を含むと判断された特定文書の全部を裁判所  
ホームページに掲載したことを決定した際の文書の不開示判断（不存在）  
に関する件

## 答 申 書

### 第 1 委員会の結論

令和 2 年度（最情）答申第 17 号（令和 2 年 9 月 24 日答申）（以下「別件答申」という。）において不開示情報を含むと判断された「民事裁判起案の留意点」の全部を裁判所HPに掲載したことを決定した際の文書（不開示情報を裁判所HPに掲載しても問題ないと判断した理由が書いてある文書を含むが、これに限らない。）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は、いずれも作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第 2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第 2 に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和 6 年 6 月 6 日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第 11 の 1 に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第 11 の 3 に定める諮問がされたものである。

### 第 3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらうために苦情の申出をする。

### 第 4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

現在、裁判所ウェブサイトに掲載されている「民事裁判起案の留意点」は令

和6年2月版であるところ、本件開示申出書に記載されている「別件答申において不開示情報を含むと判断された「民事裁判起案の留意点」」は平成30年12月版であり、平成30年12月版が裁判所ウェブサイトに掲載されたという事実はないため、同文書を裁判所ウェブサイトに掲載したことを決定した際の文書や不開示情報を裁判所ウェブサイトに掲載しても問題がないと判断した理由が書いてある文書は作成又は取得していない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年7月22日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月13日 審議
- ④ 令和7年2月21日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の説明によれば、最高裁判所としては、本件開示申出文書について、別件答申において不開示情報を含むと判断された平成30年12月版の「民事裁判起案の留意点」（以下「平成30年12月版文書」という。）を裁判所ウェブサイトに掲載したことを決定した際の文書であると整理した上で、平成30年12月版文書が裁判所ウェブサイトに掲載された事実がないため、本件開示申出文書を作成し、又は取得していない旨判断したとのことである。上記の整理は不合理であるとまではいえず、この整理を前提とすれば、最高裁判所において本件開示申出文書を作成又は取得していない旨の上記最高裁判所事務総長の説明に不合理な点はない。
- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を作成又は取得していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                      高      橋                      滋

委                      員                      長      戸      雅      子

委                      員                      川      神                      裕